

Bee Quick フィットネス会員 規約

[名称・所在地]

第1条 このクラブの名称は、「ビークイック フィットネス イオン三田ウッディタウン」(以下「本クラブ」といいます)と称し、その所在地を兵庫県三田市けやき台 1丁目6-2 イオン三田ウッディタウン店 2階とします。

[定義]

第2条 本クラブは**セルフトレーニングシステム**(自己責任による運動)の導入により、低価格な会費を設定しています。本クラブの規約、利用方法を順守し自己責任の下、ご利用いただく施設です。

[運営]

第3条 本クラブは、株式会社ビークイック(以下「会社」といいます)がその運営・管理にあたります。

[目的]

第4条 本クラブは、会員が諸施設を利用して、会員の心身の健康維持・増進に努めるとともに、会員相互の親睦を図り、且つ品格ある社交機関とすることを目的とします。

[入会資格・会員資格]

第5条 本クラブの趣旨に賛同され、会社が認めた方で次の各項に該当する方とします。

- ①健康状態に異常の無い方。
- ②本クラブの会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方。
- ③満15歳以上の方。
- ④刺青をされていない方。
- ⑤暴力団等、反社会的勢力に関係していない方。

[入会手続き]

第6条 本クラブへの入会を希望される方は、所定の申込手続きを行い承認を得た上で、月会費を納入すれば、翌月の1日より会員となるものとします。但し中途入会の場合は、その当月分の月会費を当社に納入すればその月の会員証発行日から会員となるものとします。

[月会費・継続手数料・諸費用]

第7条 会員は別に定めた月会費・継続手数料(入会より5ヶ月目のみ発生)・諸費用を当社に納入しなければなりません。その金額はいかなる場合も返金されません。月会費の納入方法はクレジットカードといたします。本クラブは社会情勢の変動に応じて月会費・継続手数料を変更することができるものとします。

[禁止行為]

第8条 ジムを安全・快適に利用して頂くために、以下の行為を禁止とします。

1. スマホ、携帯を触りながらのトレーニングの禁止。
2. トレーニング・ストレッチエリア及び更衣室での電話禁止。
3. スタッフの許可なくビークイック内での撮影禁止。
4. 唸り声を出してのトレーニングの禁止。
5. タオル等を置いてのマシン等の場所取り禁止。
6. 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。

[除名等]

第9条 会社は、会員が次の各項のひとつにでも該当した場合、会員を除名することができます。

1. 本会則、その他会社の定める規則に違反した場合。
2. 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。
3. 本クラブ又は会社の名誉・信用を傷つけ秩序を乱した場合。
4. その他会員としての品位を損なう行為のあった場合。

[会員資格の喪失]

第10条 会員は次の場合、その資格を失います。

1. 退会 2. 死亡 3. 除名

[休会]

第11条 1. 会員は期日までに当クラブ所定の休会届けを提出することにより、休会することができます(5日締め翌月1日から休会)。例: 4月より休会を希望される場合、3月5日までに店頭にてお手続きが必要となります。5日が休業日の場合、それ以前の営業日を締切日とします。電話等口頭での休会手続きはできません。
2. 最大3ヶ月までの休会が可能であり、別で定められた休会費を当社に納入しなければなりません。その金額はいかなる場合も返金されません。

[退会]

第12条 1. 会員は期日までに当クラブ所定の退会届けを提出することにより、退会することができます(5日締めの翌月末にて退会)。例: 4月末退会を希望される場合、3月5日までに店頭にてお手続きが必要となります。5日が休業日の場合、それ以前の営業日を締切日とします。電話等口頭での退会手続きはできません。
2. 退会した場合は、6ヶ月間入会することができません。

[会員証及び譲渡]

第13条 会社は、会員に対し会員証を発行いたします。
1. 会員証は、記入された方以外には使用することができません。
2. 会員証は、譲渡することができません。
3. 会員は会員証を紛失・破損した場合には、直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行を申請するものとします。尚、再発行については再発行手数料をいただきます。
4. 会員は、利用に際して必ず会員証を携帯し本クラブに入場の際、受付の係員に提示しなければなりません。

[自己責任]

第14条 1. 会社は、会員の本クラブの施設利用に際し生じた**傷害・盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。**但し、会社に故意的又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。
2. 会員は、本クラブの利用に際し、自己又は会員の責に帰すべき事由により、会社または第三者に対して損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとします。

[施設の閉鎖・利用制限]

第15条 本クラブは定めた**休業日**の他やむを得ない事由が発生した場合、施設の休業、利用制限・閉鎖することができます。
1. 天候・災害・社会情勢・その他により開館が不可能と判断したとき。
2. 本クラブの点検・補修及び改修等を行うとき。
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢等によるとき。
4. 会社が運営上必要と認めたとき。

[変更事由]

第16条 会員は、**住所または連絡先**等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届けるものとします。コース変更やオプション変更等を含む各種変更は、毎月5日までに申請が必須です。変更事由は翌月より適応となります。

[細則]

第17条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

[改定]

第18条 本規約の改定及び変更は本クラブが行い、館内に提示するものとします。その効力は在籍するすべての会員に及ぶものとします。

[附則]

第19条 本規約は2020年8月1日より施行します。